

社会福祉法人つがる三和会『障害福祉グループホーム三和の里』

指定共同生活援助運営規程

介護サービス包括型

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つがる三和会(以下「法人」という。)が開設する障害福祉グループホーム三和の里(以下「事業所」という。)において実施する障害者総合支援法(以下「法」という。)に基づく指定共同生活援助事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、当該利用者(以下「利用者」という。)の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことにより、利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情を踏まえて共同生活援助計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること及びその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的な共同生活援助を提供する。

2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
4. 前2項のほか、青森県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年条例第14号第2条)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害福祉グループホーム三和の里
 - (2) 所在地 青森県弘前市大字亀甲町107番地1
2. 事業所の共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ぐるうぶほうむかめのっこ
所在地 青森県弘前市大字亀甲町107番地1
 - (2) 名称 障害福祉グループホーム泉野
所在地 青森県弘前市大字泉野三丁目12番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

共同生活援助計画の作成に関する事務を行うほか、利用申込者の心身の状況の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等、他の事業所等との連絡調整並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 世話人 1名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、利用者の日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護等を行う。

(5) 事務職員 1名

事務職員は、事業所運営に必要な事務処理を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は、22名とする。内訳は以下の通り。なお、入居定員には、体験利用に係る利用者も含む。

(1) ぐるうぷほうむかめのっこ

弘前市大字亀甲町107番地 1ユニット 4名

(2) 障害福祉グループホーム泉野

弘前市大字泉野三丁目12番地1 1ユニット9名×2ユニット 計18名

2. 事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させないものとする。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定共同生活援助を提供する主たる対象者は特定しない。

(手続の説明及び同意)

第7条 事業所は、支給決定を受けた障がい者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2. 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合には、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をする。

(入退居の記録の記載等)

第8条 事業所は、入居又は退居に際して、当事業者の名称、入居又は退居の年月日その他必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載する。

2. 事業所は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく管轄市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく当該サービスの提供を拒んではならない。

(受給資格の確認)

第10条 事業所は、当該サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証のよって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認する。

(訓練等給費の支給の申請に係る援助)

第11条 事業所は、当事業所が行う指定障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるように必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業所は、当該サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努める。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業所は、当該サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2. 事業所は、前項の規定による記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第15条 事業所は、個別支援計画に基づき、利用者が地域において快適な日常生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然且つ画一的なものとならないよう配慮する。

2. 事業所は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して当該サービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、その者が、継続した当該サービスの利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにする。
3. 従業者は、当該サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解を得られるよう説明に努める。
4. 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定共同生活援助の内容)

第16条 事業所が提供する指定共同生活援助の内容は、以下の通りとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供及びその介護、入浴、排せつ
- (4) 家事等の支援
- (5) 健康管理、金銭管理の援助
- (6) 余暇活動の支援

- (7) 緊急時の対応
- (8) 日中活動における他事業所や職場等との連絡・調整
- (9) 夜間における支援
- (10) 財産管理
- (11) 体験利用における支援
- (12) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

(個別支援計画の作成等)

第 17 条 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をする。

- 2. アセスメントにあたっては、利用者に面接することにより行う。この場合において、当該面接の趣旨を利用者に対し十分に説明をして、その理解を得なければならない。
- 3. サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努める。
- 4. サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(テレビ電話装置等活用して開催することを妨げない。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容に関して意見を求める。
- 5. サービス管理責任者は、第 3 項に規定する個別支援計画の原案の内容に関して利用者又はその家族に対し説明をし、文書により利用者の同意を得る。
- 6. サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- 7. サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、その実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行う。
- 8. サービス管理責任者は、モニタリングを行うにあたっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、以下に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること
 - (3) 第 1 項から第 6 項までの規定は、第 7 項に規定する個別支援計画の変更に関して準用する。

(入退居)

第 18 条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供する。

- 2. 事業所は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 3. 事業所は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な支援を行い、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

(介護及び家事等)

第 19 条 事業所における介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2. 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努める。
3. 事業所は、利用者に対して、その利用者の負担により、当事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 20 条 事業所は、利用者について、指定生活介護事業所との連絡調整、余暇活動の支援等に努める。

2. 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の同意を得てその手続きを代行する。この場合、法令に則り関連した専門の業種に、利用者本人の同意の上で委託することを妨げない。ただし、利用者の意思能力の有無によってはその委託を受けた専門の業種との協議を要するものとする。
3. 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第 21 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第 22 条 指定共同生活援助を提供した場合、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額(法に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号))の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した場合は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。
3. 前 2 項の支払いを受ける額のほか、指定共同生活援助において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収し、徴収した月の翌月末に清算し、残金が生じたときは、利用者とその残金を返還するものとする。
 - (1) 家賃(月額) 1 居室：30,000 円
 - (2) 食事代(食材料費) 月額：30,000 円
 - (3) 共益費 月額：5,000 円
 - (4) 日用品費 実費
 - (5) 体験利用に係る費用に関しては、利用日数に合わせ案分した額とする。
 - (6) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの 実費
4. 前 3 項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に交付する。
5. 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6. 入所月の費用の取扱いは翌月末、月途中入所者の費用の取扱いは日割り計算した額をその利用日数に合わせて翌月末に徴収する。

(入居に当たっての留意事項)

第 23 条 利用者は、入居に当たっては、以下の内容に留意すること。

- (1) 住居以外の目的に利用してはならないこと
- (2) 家族その他を同居させないこと
- (3) 第三者に転貸借しないこと
- (4) 許可なく現状を変えないこと
- (5) 外出する際は、事前に事業所へ届け出ること
- (6) 他の利用者に迷惑となるような行為、言動をとらないこと

(利用者負担額等に係る管理)

第 24 条 事業所は、利用者(入居前の体験利用を除く。)が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算出された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額(法施工令(平成 18 年政令第 10 号)第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者へ通知するものとする。

2. 事業所は、利用者(入居前の体験利用を受けている者に限る。)の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計を算出する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 25 条 事業所は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認めるとき
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特別訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき

(緊急時等における対応方法)

第 26 条 従業者は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

2. 協力医療機関又は主治医への連絡が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう以下のとおり連絡体制を確保する。

緊急時の連絡先及び連絡方法：第38条第2項の規定に基づく掲示に掲載された当事務所の従業員に対し、その者が所持する携帯電話などへ連絡する。

(事故発生時等の対応)

第27条 事業所は、指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県知事及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

3. 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行うものとする。

(支援体制の確保)

第28条 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう管轄市町村、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者、その他指定障害福祉サービス事業者との連携施設を定め、適切な支援体制を確保する。

2. 前項の連携施設の種類及び名称は次のとおりとする。

[指定就労継続支援A型事業所三和の里]

(非常災害対策)

第29条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

2. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第30条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2. 事業所は、利用者の虐待防止等のための委員会を設置しなければならない。この場合、委員会は定期的に開催するとともに、その結果に関して従業員へ周知徹底を図る。なお、委員会はテレビ電話装置等を用いて開催することを妨げない。

3. 前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第31条 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこととする。

2. やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3. 事業所は、身体的拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。なお、委員会はテレビ電話装置等を用いて開催することを妨げない。

(苦情解決)

第32条 事業所は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決体制を整備し、制度の概要及び第三者委員への直接の連絡先を利用者及びその家族に対し、周知徹底するものとする。

2. 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3. 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(感染症対策の強化・衛生管理)

第 33 条 事業所は、感染症の発生及び蔓延の予防等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施を義務付けるものとする。なお、委員会はテレビ電話装置等を用いて開催することを妨げない。

2. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(協力医療機関)

第 34 条 事業所は、利用者の病状の急変に備えるため、以下のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関：医療法人愛成会 弘前愛成会病院(内科・精神科)

協力歯科医療機関：久米田歯科医院

(業務継続に向けた取組)

第 35 条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けるものとする。

(ハラスメント対策)

第 36 条 事業所は、雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策講じなければならない。

(秘密保持等)

第 37 条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2. 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3. 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(掲示)

第 38 条 事業所は指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障がいの種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。ただし、閲覧可能な形(ファイル等)で据え置くことを妨げない。

2. 事業所は、当事業所の見やすい場所に、夜間及び深夜の時間帯における緊急時の連絡先及び電話番号を掲示する。

(会計の区分)

第 39 条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービス事業の会計をその他

の事業と区分する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第40条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
3. 事業所は、次に掲げる利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供したときから5年間保存するものとする。
- (1) 指定共同生活援助計画
 - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置等に係る記録
4. 療養介護計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携のため、テレビ電話等を活用して実施することも可能とする。ただし、この場合、周囲に内容が漏れないように努めなければならない。
5. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。